

大野市・勝山市共通 ごみステーションへの出し方

ごみ
ステーション
への出し方

P1

プラスチック
資源の出し方

P2

ペットボトル・
缶類・ビン類
の出し方

P3

古紙類の
出し方

P4

可燃ごみの
出し方

P5～P6

不燃ごみの
出し方

P7～P8

特殊・硬質ごみ
の出し方

P9～P10

粗大ごみの
出し方

P10

ピューコーラー
おくえつへの
搬入方法

P11

一般廃棄物収集
運搬許可業者

P12

ピューコーラー
おくえつで処理
できないものの
持ち込み先

P13

エアコン・テレビ・冷
蔵庫・冷凍庫・洗濯機
・衣類乾燥機・家庭用
パソコン・充電式小
型家電の出し方

P14～P15

50音順ごみの
分別早見表

P16～P38

時 間

収集当日の**朝8時まで**に出してください。

収集後は出さないでください。

出す前に 確認

- ごみの種類ごとに大きさの制限があります。P5以降のごみの出し方をご確認ください。
- 油・塗料・薬・食品の容器は、必ず中身を使い切り、空の状態にしてください。
- 電子機器は、電池・バッテリーを外してください。(外せない場合はP15を参照してください。) 取り外した電池・バッテリーは特殊ごみの出し方(P9)に従って適切に処分しましょう。

基本の 出し方

- ① 指定・推奨袋、又は中身が見える透明な袋に入れてください。古紙類、複数の直管蛍光管は紐で縛ってください。
- ② 各家庭、1日3袋までです。
- ③ 1袋10kg未満としてください。

ごみの分類ごとのルール

ごみの分類	品 目	ごみステーション	ピューコーラーおくえつ
リサイクル資源	プラスチック資源 詳細はP2	品目ごとに分けて出してください。 古紙類は必ず紐で縛って出してください。	
	ペットボトル、缶類、ビン類 詳細はP3	スプレー缶は、破裂や発火の恐れがあるので、必ず穴をあけてから出してください。	
	古紙類 詳細はP4		
可燃ごみ 詳細は P5～	生ごみ、紙おむつ、ゴム類、草、木、衣類等	大きさの制限があります。 詳しくはP5を確認してください。 発火の恐れがあるもの(使用済のマッチ・花火、たばこの吸い殻)はしっかりと水で消火してから、乾かしたものをしてください。電子機器類、電池等も発火の危険性があるので、可燃ごみに混ぜないでください。	
不燃ごみ 詳細は P7～	陶器、ガラス、金属・金物類、金属混合物、小型家電等	大きさの制限があります。 詳しくはP7を確認してください。 小型家電は、発火の恐れがあるので、出す前に必ず電池を抜いてください。 割れたガラスは袋を分けて、袋の表に「ガラス」と表記してください。 尖ったもの・刃物類は丈夫な袋に入れて、袋の表に「刃物」など中身を表記してください。	
特殊ごみ 詳細は P9～	電池類、蛍光管	電池類と蛍光管は袋を分けて出してください。 割れた蛍光管は、丈夫かつ中身が見える透明な袋に入れてください。 直管蛍光管は1.2メートル以下のものに限ります。	
硬質ごみ 詳細は P10	ワイヤー、ハンマー、電気コード、タイヤチェーン、ポンプ等	不燃ごみとは袋を分けてください。尖ったもの・刃物類は丈夫な袋に入れて、袋の表に「刃物」など中身を表記してください。	
粗大ごみ 詳細は P10	布団、畳、たんす、自転車、ソファー等	ステーションには出せません。	大きさに制限があります。 早見表で受入可能とあっても、現場作業員が施設の処理能力を超えると判断したものは お断りします 。
法律により リサイクルが必要な 小型家電 詳細は P14～	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、家庭用パソコン、充電式小型家電	家電リサイクル法等により適切な処分を行う必要があります。 P14～P15のリサイクルの流れに従って処分してください。	
事業系のごみ	事業所から排出されるもの	事業活動に伴って発生するごみは、家庭ごみと同じようなごみであっても、事業系ごみとして適正処理が必要です。ホームページに掲載の「事業系ごみの出し方 ガイドブック」をご覧ください。	 大野・勝山地区広域行政事務組合ホームページ